

小野町第3期地域福祉計画 【2026年度～2030年度（令和8年度～令和12年度）】

1 計画策定の概要

本町では、令和3年3月に「小野町第2期地域福祉計画」を策定し、「ともに助け合い・支え合い、みんなが笑顔で元気に暮らせる 小野町」を基本理念として、官民連携による地域福祉の推進を図ってきました。

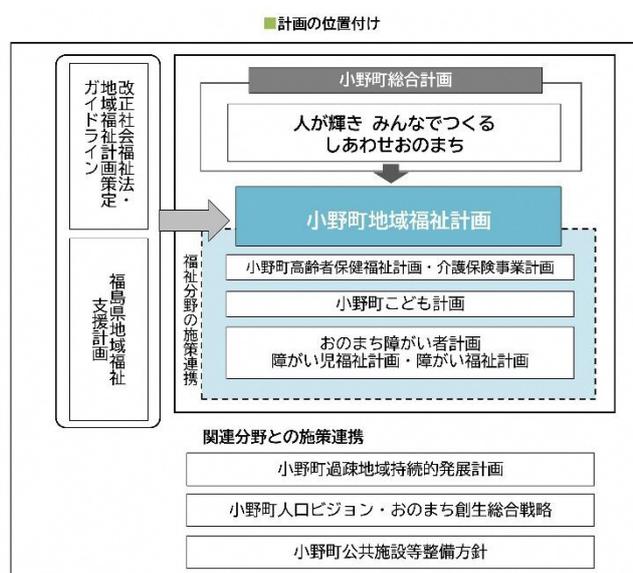
本計画は、本町の地域福祉における基本理念や基本目標、各種施策を示し、住民、行政、社会福祉法人やNPO等の民間団体、企業が一体となって地域福祉を推進していくために、その指針となる福祉分野の最上位計画として、新たな「小野町第3期地域福祉計画」を策定するものです。

また、本計画では、認知症や知的障がい等により様々な判断が難しい方に対し、成年後見制度の利用を促進するため、「小野町第1期成年後見制度利用促進基本計画」についても一体的に策定し、両計画の目指す姿「地域共生社会の実現」に向けて取り組むものとします。

2 地域福祉計画

(1) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を総合的に定める計画であり、福祉分野における「上位計画」として位置づけるものです。本町における最上位計画である小野町総合計画や関連する個別計画との整合性を図りながら、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定するものです。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。策定後は計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、大きな制度改正や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(3) 基本理念

これまで進めてきた取り組みについて、その見直しや充実を図りながら継続していくこととし、「ともに助け合い・支え合い、みんなが笑顔で元気に暮らせる小野町」を前期計画に引き続き基本理念に掲げ、地域福祉に取り組みます。



ともに助け合い・支え合い、
みんなが笑顔で元気に暮らせる 小野町



(4) 基本目標

本計画の基本理念である「ともに助け合い・支え合い、みんなが笑顔で元気に暮らせる 小野町」を実現するため、重点的に取り組むべき方向性を整理し、3つの基本目標を設定します。

基本目標1 みんなが健康でいきいきとしたまちづくり

各ライフステージに応じた、町民一人ひとりの健康管理を促進する条件整備が必要です。また、コミュニティが希薄化する中で、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭の地域での孤立の問題や複雑・多様化する生活問題の解決など、町民の生活を元気にする社会条件の整備が求められています。このため、これらの生活課題を解決する動機付けとなる取り組みを展開し「みんなが健康でいきいきとしたまちづくり」を進めます。

基本目標2 自分らしく生活を送ることができるまちづくり

必要な時に、その人の状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合して提供することが求められています。また、自分らしい生活のため、「自助・互助・共助・公助」の考え方を地域に根ざし、住民相互の支え合いにより暮らしやすさを向上し「自分らしく生活を送ることができるまちづくり」を進めます。

基本目標3 安心してずっと暮らせるまちづくり

住民が安心して暮らしていくために、まず、子どもの安全を確保する必要があるため、家庭・学校・地域が連携し、社会全体で支えていくことが求められています。また、ひとり暮らし高齢者や障がい者等の病気など緊急時への対応や判断能力が不十分な人への財産保全など、住み慣れた地域でずっと暮らせる条件整備がますます重要になっています。さらに、虐待の問題への対応も緊急の課題となっています。これら生活課題を解決するため、ひとり暮らし高齢者や障がい者等を地域で見守る取り組み、すなわちネットワークを整備し「安心してずっと暮らせるまちづくり」を進めます。

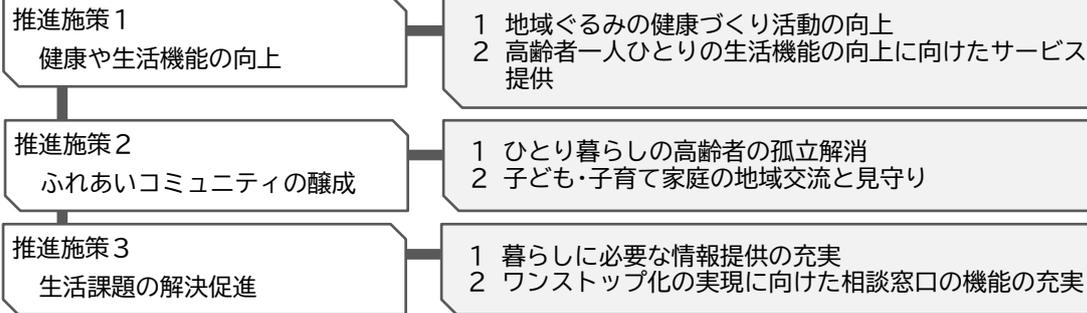
(5) 施策の体系図

《基本理念》

ともに助け合い・支え合い、みんなが笑顔で元気に暮らせる 小野町

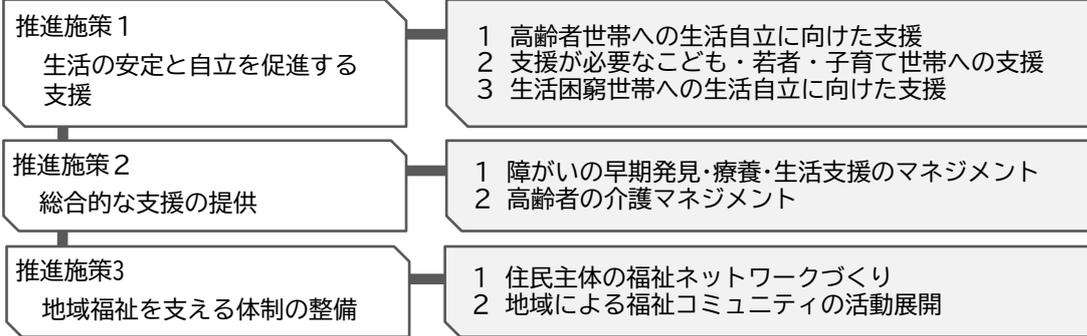
基本目標 1 みんなが健康でいきいきとしたまちづくり

健康づくりや生活向上のきっかけづくり



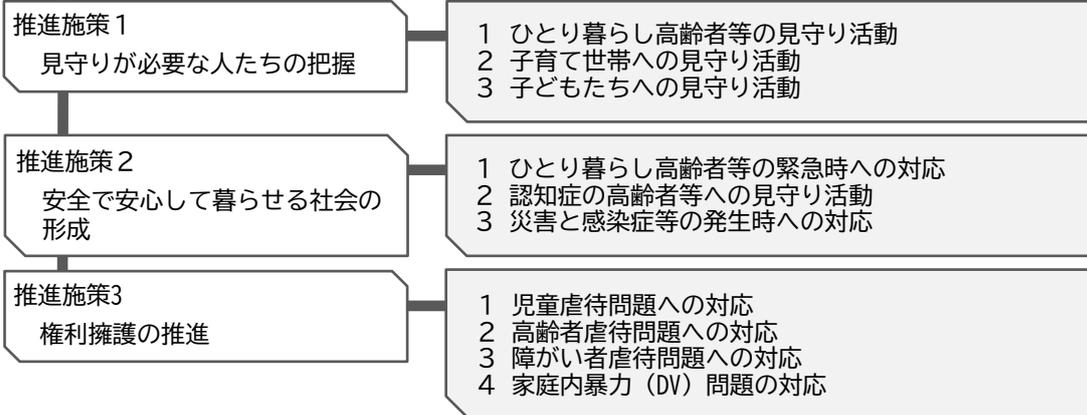
基本目標 2 自分らしく生活を送ることができるまちづくり

「自助・互助・共助・公助」を地域に根ざし、自立に向けた援助



基本目標 3 安心してずっと暮らせるまちづくり

安全・安心ネットワークの形成



3 成年後見制度利用促進基本計画

(1) 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する成年後見制度利用促進基本計画として策定します。

また、本町におけるまちづくりの最上位計画である「小野町総合計画」及び、福祉分野の上位計画である「小野町第3期地域福祉計画」、そのほか福祉分野における関連計画との連携を図ります。

(2) 計画期間

本計画の期間は、「小野町第3期地域福祉計画」に準じ、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。策定後は計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、大きな制度改正や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(3) 基本理念と目標

住み慣れた地域で最後まで暮らすために、町民一人ひとりの人権を尊重し、ともに認め合うことのできる地域を目指します。

自分らしい生活を送る上で、認知症・精神障がい・知的障がい等により意思決定を十分に主張することができない方の「権利擁護」や「意思決定支援」を行うため成年後見制度の利用を促進します。

4 計画の推進・管理

(1) 住民や地域との協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している住民全員であり、支え合い・助け合いのできる地域づくりには行政だけの取り組みではなく、住民との協働が不可欠です。地域では、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることから、それらに対応していくためには、地域で活動する行政区やボランティア団体、事業者などの多様な担い手の活動が必要となります。

本計画の推進にあたっては、地域福祉に取り組む多様な主体と、それぞれの役割を担いながら相互に連携を図っていきます。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域に密着しながら、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

本計画の目的を達成するためには、住民の地域福祉活動への参加活動に加えて、町社会福祉協議会が計画の各分野で担う役割が大きいことから、本町では地域福祉の中核にいる町社会福祉協議会と相互に連携しながら、計画に沿って各施策を推進します。